個別ダムの検証に係る検討の流れ

資料１

検討主体：地方整備局等、水資源機構、都道府県

［エ］　検討主体による個別ダムの検証に係る検討

［オ］検証対象ダム事業等の点検

・基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費・堆砂計画・工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う

［カ］　目的別の検討

（洪水調節の例）

［キ］　複数の治水対策案を立案

(1)治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する

(2)複数の治水対策案を立案する

・複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とする

・その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する

(3)各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討することが重要であり、様々な方策を組み合わせて立案する

治水対策案が多い場合

［ク］概略評価により治水対策案を抽出

２～５案程度を抽出

［ケ］　治水対策案を評価軸ごとに評価

(1)治水対策案を環境への影響などの様々な評価軸で評価する

(2)評価に当たっては、現状（又は河川整備計画策定時点）における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行う

・コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする

・ダム中止に伴って発生するコストや社会的影響等を含めて検討する

［コ］　目的別の総合評価（洪水調節）

［サ］新規利水の観点からの検討

［シ］流水の正常な機能の維持の観点からの検討

［ス］その他の目的に応じた検討

［セ］　検証対象ダムの総合的な評価

［ソ］　対応方針（案）等の決定